



男性の料理教室

みんなで楽しく料理をしましょう。身近な材料で作れる簡単なメニューです。

- とき 11月7日(土) 午前10時から
- ところ 総合福祉センター
- 対象者 男性
- 参加費 300円(材料費)
- 持ってくるもの エプロン、三角きん
- 申込期限 10月30日(金)
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- とき 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書(ある人のみ)

乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	10月8日(木)	平成27年5月21日から 平成27年6月15日生まれ
7か月健診	10月22日(木)	平成27年2月27日から 平成27年3月26日生まれ
12か月健診		平成26年10月1日から 平成26年10月31日生まれ
1歳半健診	10月1日(木)	平成26年3月11日から 平成26年4月1日生まれ
3歳児健診		平成24年9月11日から 平成24年10月1日生まれ
乳幼児相談	10月28日(水)	平成27年7月19日から 平成27年8月29日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください

秋の総合健(検)診のお知らせ

特定健診、各種がん検診を次のとおり行います。受診を希望する人は健(検)診希望日の2週間前までに電話でお申し込みください。また、申込書が自宅に届いている場合は、必要事項を記入してご返送ください。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健(検)診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

とき	ところ
11月15日(日)、16日(月)、17日(火)	総合福祉センター

- 受付時間 午前8時30分から10時30分まで
- 健(検)診内容 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、特定健診、基本健診
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

高齢者インフルエンザ予防接種

10月からインフルエンザの予防接種が始まりました。インフルエンザが本格的に流行する前(10月から12月中旬まで)に予防接種を受けましょう。

- 接種期間 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
- 対象者 ①65歳以上の人②60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人
- 接種費用 1,000円。なお、生活保護世帯の人は無料(診療依頼書が必要)になります
- 接種できる医療機関 福岡県内の指定医療機関 ※事前に予約が必要です

いのちへの優しさとおもいやり
～10月は臓器移植普及推進月間です～

大切な家族と、
「臓器提供」について
よく話し合って、自分の
意思をきちんと伝えて
おきましょう。





A
答え

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」やお近くの年金事務所に相談ください。

「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で「未加入」となっている期間でも、若いころに勤めていた記録や結婚前の旧姓の記録、名前の読み方などが誤って登録されていた記録などが新たに見つかる可能性

があります。「もれ」や「誤り」の心配があるときは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」☎(0570)058局555番(050)から始まる電話からお掛けになる場合は☎(03)6700

局1144番)やお近くの年金事務所(直方年金事務所☎22局0891番)にご相談ください。日本年金機構において記録の調査が行われ、確認ができた記録は本人の記録に統合されます。また、これにより年金額が増えたり年金受給資格を満たすこともあります。

Q
疑問

年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合はどうすればよいですか。

A
答え

毎年1回、国民年金および厚生年金に加入している人の誕生日に送付する「ねんきん定期便」でご確認ください。また、「ねんきんネット」を利用すれば、24時間いつでも最新の記録が確認できます。

毎年1回、誕生日に国民年金および厚生年金に加入者に送付される「ねんきん定期便」で、これまでの年金加入期間や加入実績に応じた年金見込額、直近1年の月別状況を確認

認することができます。また、インターネットを利用した「ねんきんネット」なら、24時間いつでも最新の記録を確認することができます。「ねんきんネット」のご利用には



ユーザIDが必要です。ユーザIDをお持ちでない人は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)から新規ご利用登録することにより取得できます。

Q
疑問

自分の年金記録を確認したいのですが、どのような方法で確認できますか。

「年金情報流出」を口実とした犯罪にご注意ください!!

日本年金機構や年金事務所などの職員をかたり、口座番号を聞き出そうとするものや、「流出した個人情報削除する」と持ちかけてくるものが現れています。日本年金機構から年金情報流出について電話やメールで連絡することはありません。また、お金やキャッシュカードを要求したり、ATMでの操作をお願いすることはありません。不審な電話や訪問があったときや年金情報流出についてのお問い合わせは、日本年金機構専用電話☎(0120)818局211番までお願いします。



ちょっと 疑問!?

年金特別徴収と確定申告医療費控除の2つの疑問
にお答えします。

Q 今年の6月に『平成27年度町民税・県民税税額決定通知書』が届き、第1期（6月）と第2期（8月）は納付書で納付しました。残りの税額は10月から年金特別徴収（天引き）になると通知されています。手続きなど何もしていませんが…。

A 年金からの特別徴収となるのは、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る町民税・県民税の納税義務がある方です。ご本人の希望による選択ができないことから、手続きは必要ありません。条件に該当すれば原則特別徴収となります。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない方」「徴収される町民税・県民税が対象となる年金の額を超える方」などは対象になりません。

Q 支給される公的年金額に変更があり、町県民税額が増額になりました。この場合も、引き続き年金特別徴収はできますか。

A 年度の途中で年金特別徴収税額が変更になった場合、その年度の特別徴収は中止され普通徴収に変更となります。鞍手町から転出あるいは亡くなった場合も普通徴収になります。

医療費控除の確定申告!! 準備はお早めに

あなたや生計を一にする配偶者やその家族のために、平成27年1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。医療費控除とは支払った医療費が返ってくるものではありません。また対象とならない医療費もありますのでご注意ください。

- ◆申告の前には、領収書を病院ごとにまとめ、支払った金額を計算した医療費の明細を必ず準備してください。整理されていない場合は受け付けできませんので、ご協力ください。
- ◆インフルエンザなどの予防接種の費用や一般的な近視矯正用のメガネやコンタクトレンズなどは対象外です。領収証がない場合も受け付けできません。また、おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を一緒に提出してください。詳しいことは役場税務住民課賦課係まで。